

平成24年度第1回大垣市自転車等駐車対策協議会 会議録

日 時：平成24年5月22日（木） 午後1時30分から午後2時38分

場 所：大垣市役所本庁舎 3階 合同委員会室

議 題：大垣駅周辺等における自転車対策について

出席者（敬称略）

（委員）森 誠一<会長>

長坂 克己、堀 純文、山下 善則、後藤 文夫、大橋 庄一郎、
山岡 泰利、服部 昭彦、山崎 幸輝、菱田 耕吉、加藤 賢治、
竹中 昌子、後藤 容子、高木 勝文、増田 康宏 【計15名】

（市及び事務局）

社本 久夫（生活環境部長）、馬渕 尚樹（生活安全課長）
永井 善秋（生活安全課参事）、馬渕 義昭（生活安全課長補佐）、
北野 泰久（生活安全課係長）、横山 亮（生活安全課係長）、
中島 茂樹（商工観光係長）、高木 学（管理課係長）、
北島 久司（生活安全課主任） 【計 9名】

欠席者：委員1名

傍聴者：2名

事務局	※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事進行） <開会の挨拶>（略）
事務局	本日は、皆様ご多用のなかお集まりいただきありがとうございます。 また日頃より皆様方には市の交通行政をはじめ市政全般につきまして格別のご理解、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 本市の自転車駐車対策につきましては、平成22年12月に放置自転車の防止について、そして自転車駐車場について、それぞれ条例を制定し、昨年1月にはこの自転車等駐車対策協議会において、大垣駅周辺の放置禁止区域・整理区域の指定等に関しご審議いただきました。安全な交通環境、都市景観の向上を図ることを目的として、昨年5月より、有人有料化による自転車駐車場の運用、ならびに放置自転車対策の実施を行っております。 当初と比べますと、自転車駐車場の利用が定着し、自転車の放置も大幅に減り、また自転車の盗難件数も減少していると聞いております。 本日はそうした現在の状況につきまして、皆様にご報告させていただきますとともに、忌憚のないご意見をいただけますことをお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。
事務局	※異動のあった委員の委嘱及び紹介 ※欠席者等の確認、会議成立の報告

	<議事進行については、大垣市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則 第12条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。>
会長	<p>※傍聴者の報告（2名）、協議会の傍聴確認</p> <p>※傍聴者入室の許可</p> <p>※会議録署名者を指名。</p> <p>※事務局に対し、これまでの経緯等について説明を依頼。</p>
事務局	※これまでの経緯等について、参考資料1などをもとに説明（略）
会長	<p>いかがでしょうか。ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>（委員からの発言なし）</p>
会長	※事務局に対し、議題の「大垣駅周辺等における自転車対策について」の説明を依頼。
事務局	※議題について、資料No.1、別図をもとに説明。（略）
会長	これまで一年間の実態について説明をいただきました。放置に関して、自転車駐車場の利用について、おおむね目的が達成されたというようなお話を伺ったと思いますが、本日は何かを結論付けるということではありませんので、何か気づかれた点、あるいは中身についてご意見等ございましたら伺いたいと思います。
委員	目的は十分達成されて非常にいい成果だと思います。ただ、（自転車駐車場内の）盗難件数でいえば、穂積や木曽川、名古屋なんかを調べてみると、だいたい年間2台から3台くらいです。大垣市の場合、出入り口も多く利用者に利便性を与えすぎています。よそでは出入り口は1箇所ぐらいです。利用者の利便性もありますので、どれがいいというわけではないですが。刑法犯では自転車盗難が圧倒的に多く発生しています。大垣市の刑法犯も減っていますし、一生懸命がんばっておりますが、もっと減らすことはできると思います。
会長	盗難の発生件数をもっと減らすという意見がありました。ちなみに他の地域の盗難が少ないというのは、そもそも自転車の数が少ないのでしょうか。

委員	そういうこともあります、よそはもともと出入り口が1箇所ぐらいしかありません。職員が見ていてしっかり管理されているということで持っていくににくいのではないかと思います。大垣の駅西（自転車駐車場）なんかだと（出入り口が）3箇所ぐらいです。（利便性と盗難防止の）どちらを優先するほうがいいかはわかりませんが。
事務局	駅西自転車駐車場につきましては、施設の形状が東西に長く、西側と東南側に出入口を設けているが、おっしゃったように集中的な出入り口ということは、ある意味、盗難の防止対策には有効ではないかと考えております。今後、善処する部分につきましては検討してまいりたいと思います。
委員	それから、平成25年度から（駅西自転車駐車場の建て替えの）建築に着手されますので、（利便性と盗難防止の）どちらを優先すべきか真剣に考えてほしいと思います。大いに利便性があって、しかも1台も盗まれないというような理想的なものをつくっていただけるとありがたいです。
委員	対策の効果はあったと思います。ただし、アクアウォークのほうに相当迷惑をかけていると思います。放置自転車の関係で駅付近はよくなりましたが。（アクアウォークの中で）自転車が山のようになっています。実態をよく考えてあげないと。よく相談して、あまり迷惑をかけない方法をとったほうがいいのではないかと思います。
会長	これから共同的にというか、情報交換をしながら、警察のほうのご指導を受けながらやっていく必要があるのではと思います。
委員	自転車駐車場の利用率がすごくパーセンテージがいいが、見ると空いているように思います。（収容には）余裕を見てあるわけですね。
事務局	駐車場の台数の数字ですが、売上から換算しておりますので、利用率というのは数字的には上がりますけれど、利用時間帯とか、大垣から利用される人は、昼間は自転車駐車場には停まっていますし、数字と現実のずれがあるかもしれません、契約的にはこれだけの台数があるということです。
事務局	高校生とかは、自転車駐車場に置いておいて通われますので、昼間はその方の自転車はないという部分が多いです。あと、帰りは自転車を置いて駅から電車で自宅に帰られる等の利用があり、昼間と夜で利用のずれがありますので、昼間なんかですと案外空いているように見えるのではないかと思います。
	それから、アクアウォークについてですが、昨年6月頃だったと思います

	が、支配人さんがおみえになりました、自転車のことをどうしたらいいか相談がありました。まず、店舗駐輪場内でも、きちんと停まつていれば、次の方もきちんと停められるのですが、アクアウォークの中で通行の邪魔になつたりすることがありましたので、整理員さんに並べていただくと次の人も並べて停めていくということをアドバイスさせていただきました。
	長期放置になっているものもありますが、南のほうに停められる方が多いので、それらは整理して、北のほうに移動されるとか、そのあたりは連携しながらお話をさせていただいております。またこれからもアクアウォークさんともいろいろとお話しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
委員	条例を施行したことによって、放置自転車ないし自転車盗難が減り、効果があったということでおよかったです。放置自転車の返還したときの保管料と、自転車駐車場の利用料は一年間でどのくらいの収入でしたか。
事務局	まず放置自転車のほうは、平成23年度で約13~14万円です。放置については、保管料が1件で自転車が1000円、原付が2,000円となっております。有料での保管が始まりました、昨年9月から徴収しております。また自転車駐車場のほうの利用料は、駅西、駅東、駅北、合わせて約8,800万円ほどの収入がございました。
会長	ちなみにそれらは何に使われていますか。
事務局	自転車駐車場の利用料のほうは、主にはその管理委託料になっています。消防設備の維持管理、電算システム、光熱費、そういうものに充當させていただいている。
委員	収支ではどのようですか。
事務局	収入、支出につきましては、おおむね2,000万円ほどプラスになっておりますが、自転車有料化事業に対する人件費にも一部充當させていただいております。
委員	あと、心配なのは、通っている学生が卒業すると、お土産で自転車を置いてしまいます。そのへんのこともよく考えてもらいたいです。
事務局	運用開始時もそういうご心配をいたしましたけれども、今回、有料化の最大の利点といいますか、定期利用者につきましては、それまでは利用者が特定できないということでしたけれども、今回からはどこのだれがと

	いう利用者のデータがございます。その異動の時期につきましては、放置してある自転車に対しては、所有者が特定できるということで、連絡をとって引き取っていただくという対策をとっておりますので、(卒業時期の自転車の放置は) 随分減少しております。
会長	学校側へはそちらの件はどうされていますか。
事務局	そういう（放置防止の）お願いもさせていただいております。
委員	最悪の場合、売却もできますよね。
事務局	そうですね、あくまでも放置のままで、6ヶ月で売却・処分ということもできます。
事務局	あと、卒業されて新入生が入ってくるというときのローテーションを心配していたのですが、案外、利用される方は、最初は定期で利用してみえても、最後のほうは定期利用をやめて一時利用に変えられたりと、新入生の子の枠も早めに空きましたので、我々としても目途が立ったといいますか、ぎりぎりまで定期で利用される場合は数字が読めないと言っていたのが、案外スムーズに行きましたのでよかったです。
会長	ちなみに返還されなかったものは処分されているのですか。
事務局	放置で移動した自転車につきましては、おおむね1週間ごとに告示をしており、告示をしてから6ヶ月経ちますと、所有権は市に帰属ということになりますので、自転車軽自動車商協同組合に参画してみえる業者に入札で引き取っていただいております。
会長	それも8,800万円の中に入っているのですか。
事務局	いいえ、入札で売却したものについては放置自転車のほうの事業の収入としています。現実にはそんなにお金にならないもので、また6ヶ月の保管ということですので、まだ期間が経っていないものが多くあります。
会長	先ほどのお話の中で、委員さんが言われたように、盗難件数があまり減っていないのが気になるところですが、有料（自転車駐車場）のところで盗難となると、より犯罪的な悪意が感じられるので、その場合は取り締まりをお願いしたり、いろいろな対策を検討したりするものではないかと思います。

委員	盗難の話もありましたが、自転車駐車場への出入りの確認は、どのようになっていますか。
事務局	基本的には利用者に鍵をかけてもらうということです。
事務局	定期の方は自転車にシールが貼ってございますので、係員が目視でシールを確認するということです。定期の方はできるだけスムーズな出入りを心がけていますので、本来であればゲートシステムが盗難には一番有効なのですが、朝晩の出入りが集中するときにはかえって邪魔になりますので、あえてそれを外して係員の目視で確認していくという体制をとっています。おしゃるように、無施錠の自転車を誰かが乗っていくなど、どうしてもチェックが甘くなるというデメリットはあるのですが、それに対しては防犯カメラも設置しておりますし、声かけなどで対応しているという状況でございます。
会長	(盗難件数が)あまり下がらないようならば、もう少し検討する必要も出てくるかもしれないですね。
委員	自分の古い自転車を置いて新しい自転車に乗っていくのか、何もないに自転車がなくなっていくのか、そのあたりはどうですか。古い自転車を置いておけば、その自転車はそのままずっと残っていくことになりますよね。
事務局	これまでのケースとしては、第三者の持ち出しと思われる事案が、数件ありました。おしゃったように、ボロボロのものに乗ってきて新しいのに乗っていったというような届け出はなかったかと思います。 あと、発生件数は、(自転車駐車場の)周辺の道路等も含んでおりまして、施設内の件数のみではありませんので、件数的には多いように思われますけれど、駐輪場の近くの道路も含んだ数になっておりますので、駐輪場自体の数になってきますと、警察のほうでの統計が難しいものですから、そのあたりをご理解いただけたとありがたいと思います。
会長	警告書の現物とか定期シールの現物というのありますか。委員の皆様で見られていない方もみえるのではないかと思いますので。 (放置自転車に貼付する警告書、自転車駐車場の定期利用券、定期利用許可シールの現物を委員に提示)
会長	そのほかいかがでしょうか。何かお気づきの点ありましたら。
委員	整理区域のことになると思うのですけれど、以前買い物客への影響というのがちょっとあったと思うのですけれど、その辺は何かあったりしますか。

委員	(駅前商店街振興組合の)理事長としてですね、そういう苦情があるのではないかと非常に危惧しておりましたけれども、今のところ組合員のほうからの苦情がないので、影響がないと思っております。理事会を毎月1回か2回やっておりますけれども、今のところそうした話を聞いたことがないです。
事務局	移動とか警告札の貼付の際は、そのあたりのことも考慮しまして、お客さんであるかどうかというのを確認しながらやってきたということあります。やはり放置ということになりますと、その場に所有者の方がみえないということが前提ですので、お店の中にお客さんがみえれば、放置の扱いにしないというふうにしております。
会長	※その他の議題として、事務局に対し、説明を依頼。
	(参考図を配付)
事務局	<p>現在、必要最小限で機能が発揮できる有効な放置禁止区域、放置整理区域のエリアとして指定させていただいておりますのが、図面にもあります赤色と黄色の部分です。</p>
	<p>錦町と高屋町の間の水門川の両側、図面では緑色で塗ってあると思いますけれども、現在、こちらは放置整理区域等にも指定しておりませんが、常時10台ぐらいが放置の状況にあります。そのため、移動には警告した後、7日間が必要となってしまいます。道路の片側が歩道になっていて、片側に住宅がないという場所であることや、駅東自転車駐車場の入り口に近いということで、放置しやすい状況にあると思っております。</p>
	<p>ただ、今後このような状況が継続してしまいますと、新たな駐車や放置場所として定着してしまうおそれがあります。地元の自治会等からも対策の相談を受けておりまして、その日のうちに移動可能とする放置整理区域として対応したほうがいいのではないかと、事務局のほうとしても考えております。</p>
	<p>それで、図に示しましたとおり東西の道路(破線箇所)と、水門川の両側の南北道路を放置整理区域として新たに指定する案を検討いたしました。水門川の両側を放置整理区域とすることで、東西道路についても放置されるおそれがあるため、そこも含めて放置整理区域ということで検討しております。こちらのほう委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	(その付近の)放置自転車がどうしても多くなっていることは事実らしいですね。

事務局	確かに、現在は7日間置かないといけませんので、そうすると毎日置かれていることになってしまいます。
事務局	夜になると減っておりますので、通勤・通学の方が、駅東自転車駐車場の出入り口にも近いところに停めて駅のほうに行くのではないかと思います。
委員	奥の細道の句碑もありますし、観光地としてもそういうふうに（放置整理区域を指定して）やっていただいたほうがいいと思いますけれども。積極的に賛成はしませんけれども、やられてもいいのではないかと思います。
事務局	この件に関しましては、本日正式にご協議ということではなくて、こういう方向性で検討しているということで、おおむねご了承いただければ、地域のほうでも協議を早急にいたしまして、また正式にこの協議会においてご提案させていただき、答申いただすることになります。
会長	この部分は、禁止区域、整理区域が始まる以前は何も問題がなかったということでいいですか。今回、条例ができたことによってしわ寄せがきてしまったということですか。
事務局	運用開始後しばらくは停まっておりませんでしたけれど、年末ぐらいになって、どなたかが停めますとそれに釣られて、ということと思われます。
会長	ここももし整理区域を設けた場合、その外れたところにまた自転車が停まるということはないでしょうか。
事務局	現在の状況を確認しますと、間にあります道路などは両側にお店がありしており、さすがにそこに停めるのはなかなか難しいかと思います。この部分（参考図の緑色の部分）は片側に住宅がなく、川に面しており、停めやすい状況になってしまっており、対応したほうがよいと考えております。
会長	よろしいでしょうか。ただいまの事務局からの提案につきましては、地元や関係者とともに早々に調整いただいて、次回の協議会のほうで正式に決定する方向で進めさせていただきたいと考えております。
会長	なお、本日の会議録につきましては、市のホームページ等でも公開いたします。ご了承をお願いします。
会長	<議案終了報告>

事務局	<閉会あいさつ>
	(終了時刻 午後2時38分)
配付資料 一覧	<ul style="list-style-type: none">・平成24年度第1回大垣市自転車等駐車対策協議会次第・大垣駅周辺等における自転車対策について・・・・・・・・ 資料No.1・「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」について、 「大垣市自転車等駐車場条例」について・・・・・・・・ 参考資料No.1・自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域・・・・ 別図・自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域・・・・ 参考図